平成２７年（フ）第５０号
静岡県焼津市大村新田161番地の１　シャープラス・ラ・シャーンブル105号
債務者　中井　正則
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８６号
岡山市中区中井434―１　オークス３番館202、住民票上の住所岡山市中区乙多見105番地９
債務者　登里　倫行
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２９号
東京都港区港南４丁目７番１―2607号
債務者　吉田　匡宏
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６３０号
東京都港区港南４丁目７番１―2607号
債務者　吉田のぞみ
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４５号
東京都八王子市南大沢２丁目216番地11リチーザ103号
債務者　七尾はつみ（旧姓木曽）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５５号
東京都狛江市中和泉５丁目31番16―301号
債務者　越智　孝雄
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２４号
東京都東村山市本町３丁目５番地32
債務者　森口　英一
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５７号
東京都調布市柴崎２丁目40番地４第三遠藤荘102
債務者　林　　綾香
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５号
長崎県南島原市西有家町須川210番地、前住所長崎県南島原市西有家町須川1374番地
債務者　峯　　壽子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
熊本県水俣市古賀町２丁目10番９号、前住所熊本県水俣市浜町１丁目12番28号
債務者　篠原　勝男
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第６号
東京都小平市喜平町１丁目５番18―108号
債務者　小甲　浩之
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
長崎県佐世保市広田３丁目40番30号　フローレンス小田Ｂ―102、前住所長崎県佐世保市権常寺町691番地16
債務者　岩崎　香子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２１４３号
東京都江戸川区春江町５丁目10―57　ピアＮＯ５―526
債務者　長谷川陽子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１４４号
東京都練馬区大泉学園町８丁目５―31―201
債務者　関根　　登
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部